

広 報 第 179 号

平成18年 5 月31日

埼玉県警察本部長

労働者からの公益通報に係る事務処理要領の制定について（通達）

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の施行に伴い、労働者からの公益通報に係る事務処理をするため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

労働者からの公益通報に係る事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、埼玉県警察（以下「県警察」という。）が処分、勧告等をする権限を有する労働者からの公益通報等（職員等からの公益通報に係る事務処理要領（平成18年監第581号）第2(2)に規定されている公益通報を除く。以下同じ。）の処理及び埼玉県公安委員会公益通報取扱規程（平成18年埼玉県公安委員会規程第18号）の規定により警察本部長（以下「本部長」という。）が行う調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- (1) 通報対象事実法第2条第3項各号に規定する通報対象事実をいう。
- (2) 公益通報等公益通報又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしている旨の通報をいう。
- (3) 公益通報受付・相談窓口公益通報等を受理し、又は公益通報に関連する相談に応じるための窓口をいう。
- (4) 主管所属長通報対象事実に係る事務を所掌する警察本部の所属長及び警察署長をいう。

第3 公益通報受付・相談窓口

1 警察本部

警察本部における公益通報受付・相談窓口は、総務部広報課けいさつ総合相談センター（以下「けいさつ総合相談センター」という。）とする。

2 警察署

警察署における公益通報受付・相談窓口は、埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程（平成15年埼玉県警察本部訓令第49号。以下「苦情・警察安全相談等規程」という。）第31条に規定する警察安全相談室とする。

第4 処理手続

1 受理等

- (1) 公益通報等をされた所属長又は主管所属長は、通報をした者（以下「通報者」という。）に対し、当該公益通報等を受理した旨を遅滞なく通知するものとする。この場合において、当該通報者の秘密保持及び個人情報（他の情報と照合することができ、それ

により特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)の保護に留意しつつ、当該通報者の氏名及び連絡先並びに当該公益通報等の内容となる事実を把握するとともに、当該通報者に対し、当該通報者の秘密は保持されること及び個人情報保護は保護されることを説明するものとする。

- (2) 公益通報等をされた所属長又は主管所属長は、受理した公益通報等を苦情・警察安全相談等規程第2条第8号に規定する要望として管理し、その処理経過を明らかにするものとする。
- (3) 所属長は、県警察が処分、勧告等をする権限を有しない通報については、当該通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

2 調査等

- (1) 主管所属長は、公益通報等を受理したときは、通報対象事実について必要な調査を行うものとする。

なお、当該公益通報等に係る通報対象事実が犯罪行為に該当するときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の定めるところにより、当該犯罪の捜査を行うものとする。

- (2) 前項の調査又は捜査は、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、当該通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- (3) 主管所属長は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、通報者に対し、調査に支障のない範囲において、調査の進捗状況及び調査の結果を通知するよう努めるものとする。ただし、当該公益通報等に係る通報対象事実が犯罪行為に該当するときは、その捜査に支障がない場合に限る。

3 調査等の結果に基づく措置

- (1) 主管所属長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置(以下「措置」という。)をとるものとする。
- (2) 主管所属長は、前項の措置をとったときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、当該通報者に対し、措置の内容を通知するよう努めるものとする。ただし、当該公益通報等に係る通報対象事実が犯罪行為に該当するときは、その捜査に支障がない場合に限る。
- (3) 主管所属長は、公益通報等を受理した後に、当該通報が公益通報に該当しないことが

明らかになったときは、当該通報者に対し、その旨を遅滞なく通知するものとする。

- (4) 主管所属長は、公益通報等として受理した後に、県警察ではなく他の行政機関が当該通報に係る通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該通報者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

4 通報者の保護

本部長は、正当な理由なく、公益通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

5 その他

(1) 協力義務

ア 主管所属長は、公益通報に関して、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

イ 主管所属長は、通報対象事実に関し、他に処分、勧告等をする権限を有する行政機関がある場合は、当該行政機関と連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

(2) 秘密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反関係の排除

ア 公益通報等の処理及び公益通報等に関連する相談の取扱いに関与した職員は、公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

イ 前記アに規定する職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

ウ 職員は、自らが利害関係にある公益通報等の処理及び公益通報等に関連する相談の取扱いに関与してはならない。

(3) 通報関連文書の管理

公益通報等をされた所属長又は主管所属長は、公益通報等の処理に係る文書を埼玉県警察文書管理規程（平成14年埼玉県警察本部訓令第25号）に基づき、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して適切に管理しなければならない。

第5 公安委員会に対する公益通報等の処理手続

1 調査及びその結果に基づく措置

本部長は、公安委員会が受理した公益通報等に関し、埼玉県公安委員会公益通報取扱規程第5条の規定により、公安委員会から当該公益通報等の事実関係の調査及びその結果に基づく措置を求められたときは、第4に規定するところにより、調査を実施し、その結果に基づく措置をとるものとする。

2 調査結果等の報告

本部長は、前記1の調査の進捗状況、調査結果及びその結果に基づく措置について、公安委員会に報告するものとする。

実施日

この通達は、平成18年6月1日から実施する。

実施日（平成25年9月27日広報第552号）

この通達は、平成25年10月1日から実施する。

実施日（平成27年2月4日広報第50号）

この通達は、平成27年2月4日から実施する。